

携 必 事 工 負 請 土 木

平成26年10月

兵 庫 県 県 土 整 備 部

土木請負工事必携

— 総目次 —

1. 建設工事請負契約書	1-1	1
2. 工事請負契約書第25条第1項から第5項の運用に係る様式等について	2-1	2
3. 入札のしおり	3-1	3
4. 主任技術者、監理技術者の設置について	4-1	4
5. 提出書類の様式	5-1	5
6. 土木工事安全施工技術指針	6-1	6
7. 建設機械施工安全技術指針	7-1	7
8. 建設工事公衆災害防止対策要綱	8-1	8
9. 労働災害防止のための工事計画の届出と対策	9-1	9
10. 土木工事現場における標示板設置基準	10-1	10
11. 道路工事現場における標示施設等の設置基準	11-1	11
12. 道路工事保安施設設置基準（案）	12-1	12

13. 建設副産物適正処理推進要綱	13- 1	13
14. 再生資源の利用の促進について	14- 1	14
15. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	15- 1	15
16. 水質汚濁に係る環境基準について	16- 1	16
17. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験 実施要領（案）	17- 1	17
18. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について	18- 1	18
19. 薬液注入工事に係る施工管理等について	19- 1	19
20. 土木工事施工管理基準運用方針	20- 1	20
21. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策 実施要領	21- 1	21
22. R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	22- 1	22
23. 火薬類の譲渡、消費許可手続	23- 1	23
24. 仮締切堤設置基準（案）	24- 1	24
25. 堤防余盛基準	25- 1	25
26. 土木請負工事における安全・訓練等の実施について	26- 1	26

27. コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）	27-1	27
28. 発生土利用基準について	28-1	28
29. トンネル（NATM）計測要領（案）	29-1	29
30. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル	30-1	30
31. クラッシュラン鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル	31-1	31
32. 超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）	32-1	32
33. 「土木コンクリート構造物の品質確保について」に係るテストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について	33-1	33
34. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領	34-1	34
35. 建設工事の安全対策に関する措置について	35-1	35
36. レディーミクストコンクリート単位水量要領（案）測定	36-1	36
37. 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領	37-1	37
38. 土木請負工事円滑化ガイドライン	38-1	38
39. 施設台帳等作成の手引き	39-1	39
40. 兵庫県建設リサイクルガイドライン	40-1	40

41. 近畿建設リサイクル標識の現場掲示について……………41-1

1. 建設工事請負契約書

目 次

建設工事請負契約書	1 - 1
(総則)	1 - 2
(関連工事の調整)	1 - 2
(工程表)	1 - 3
(契約の保証)	1 - 3
(権利義務の譲渡等)	1 - 3
(一括一任又は一括下請負の禁止)	1 - 4
(下請負人の通知)	1 - 4
(特許権等の使用)	1 - 4
(監督員)	1 - 4
(現場代理人及び主任技術者等)	1 - 5
(履行報告)	1 - 5
(工事関係者に関する措置請求)	1 - 5
(工事材料の品質及び検査等)	1 - 6
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	1 - 6
(支給材料及び貸与品)	1 - 7
(工事用地の確保等)	1 - 8
(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	1 - 9
(条件変更等)	1 - 9
(設計図書の変更)	1 - 10
(工事の中止)	1 - 10
(受注者の請求による工期の延長)	1 - 10
(発注者の請求による工期の延長)	1 - 11
(工期の変更方法)	1 - 11
(請負代金額の変更方法等)	1 - 11
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	1 - 12
(臨機の措置)	1 - 13
(一般的損害)	1 - 13
(第三者に及ぼした損害)	1 - 13
(不可抗力による損害)	1 - 13

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	1 - 15
(検査及び引き渡し)	1 - 15
(中間検査)	1 - 15
(請負代金額の支払)	1 - 16
(部分使用)	1 - 16
(前金払)	1 - 16
(保証契約の変更)	1 - 17
(前払金の使用等)	1 - 18
(部分払)	1 - 18
(部分引渡し)	1 - 18
(債務負担行為に係る契約の特則)	1 - 19
(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)	1 - 19
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	1 - 19
(第三者による代理受領)	1 - 19
(前金払等の不払に対する工事中止)	1 - 19
(瑕疵担保)	1 - 20
(履行遅滞の場合における損害金等)	1 - 21
(公共工事履行保証証券による保証の請求)	1 - 21
(発注者の解除権)	1 - 21
(受注者の解除権)	1 - 22
(解除に伴う措置)	1 - 22
(火災保険等)	1 - 23
(賠償金等の徴収)	1 - 23
(あっせん又は調停)	1 - 24
(仲裁)	1 - 24
(補足)	1 - 24
特定の違法行為に関する特約条項	1 - 25
暴力団等排除に関する特約	1 - 27

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後 日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、

承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した

書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとして認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵(かし)があり使用に適当でないとして認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力そ

の他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰す

ことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差

し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(中間検査)

第31条の2 発注者は、必要がある場合には、工事施工の中途において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前払金取扱要領に基づき、請負代金の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事前払金取扱要領に基づき、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

ない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 第6項及び前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合における部分払金の額は、前項で算出した部分払金の額から「既に部分払をした額」を控除するものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引

渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により引渡しをした部分についての維持管理は、全工事が終了し、全部の引渡しをするまでは、乙の負担において行うものとする。
- 3 第1項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が同項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第39条 削除

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第40条 削除

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第41条 削除

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちに

その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

かし
(瑕疵担保)

- 第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は5年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 45 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第46条 削 除

(発注者の解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき

(3) 第10条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき

(5) 第49条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定による場合は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第52条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、同項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）代167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第50条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項の規定」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第5項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第52条第1項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第5項の規定により当該命令が確定したとき。
 - (6) 公正取引委員会が、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（第66条第3項の規定中、原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
 - (7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取

消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第52条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2項から第6項まで、第9項、第10項、第13項及び第14項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者とその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。）

- 6 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

（警察本部長から得た情報の利用）

- 7 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）若しくは公営企業管理者若しくは病院事業管理者が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。

（発注者の解除権）

- 9 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項の規定を準用する。
- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らず発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違

反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 10 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 11 第9項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第50条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」とあるのは、「暴力団等排除に関する特約第9項の規定」とする。

(違約金の徴収)

- 12 第9項において準用する建設工事請負契約書第47条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第52条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 13 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
 - (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第9項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 14 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び県警本部長に協力を求めることができる。

2. 工事請負契約書第25条第1項から 第5項の運用に係る様式等について

目 次

1. 工事請負契約書第25条第1項から第4項の運用に係る様式等について	2-1
2. 工事請負契約書第25条第5項の運用に係る様式について	2-13
3. 工事請負契約書第25条第5項の運用に係る様式等について (単品スライド条項の減額適用)	2-28
4. 賃金等の変動に対する建設工事請負書第25条第6項の運用について (通知)	2-43

1. 工事請負契約書第25条第1項から第4項の運用に係る様式等について

平成20年9月16日
契約管理課長
事務連絡

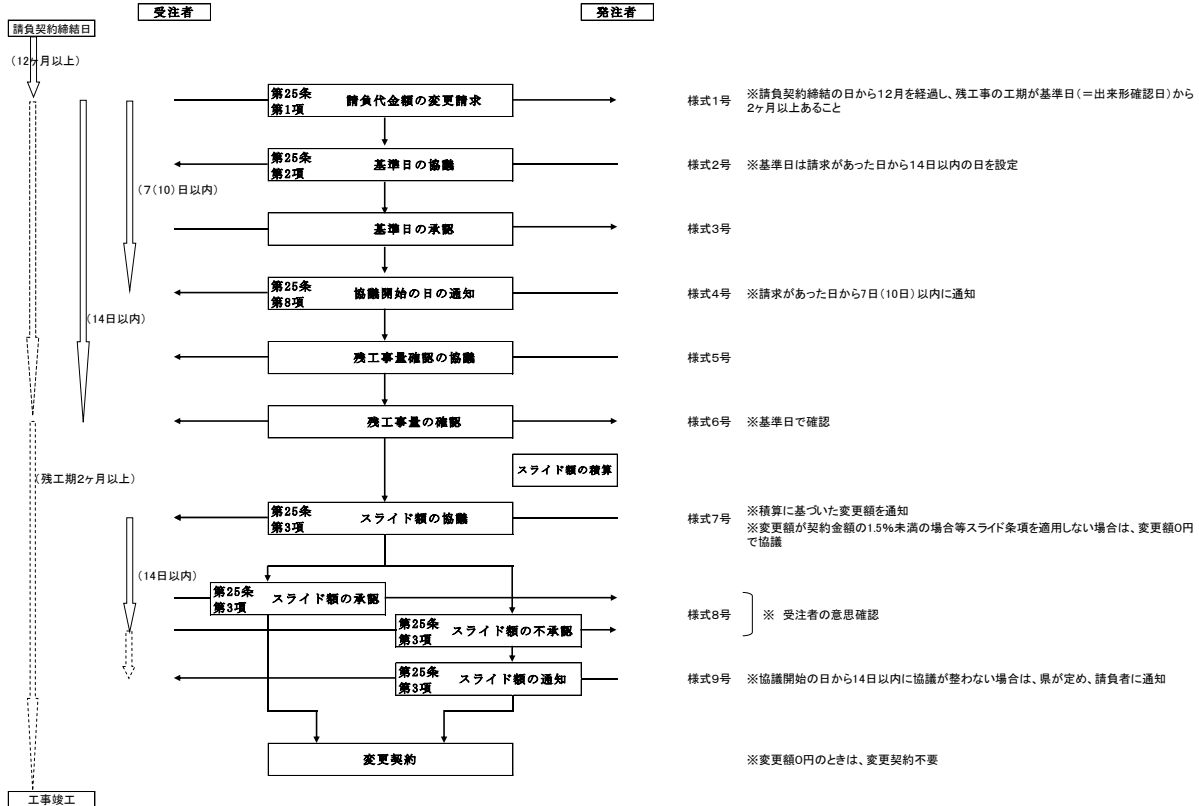
標記のことについて、様式等取扱いについて定めたので下記のとおり通知します。

記

1 請負契約書第25条関係

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 事務の流れについて（フロー図） | 別添1のとおり |
| (2) 様式 | 別添2のとおり |

工事請負契約書第25条第1～4項(全体スライド条項)適用事務手続フロー図



平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第1項の適用について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、賃金又は物価の変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約書第
25条第1項の規定に基づき請求します。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 希望基準日 | 平成 年 月 日 |
| 2 請負代金額 | ¥ |
| 3 工 期 | 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで |

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

建設工事請負契約書第25条の適用に基づく請求に伴う
基準日の設定について（協議）

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった 工事に
ついて、建設工事請負契約書第25条第2項の規定に基づき、基準日の設定につ
いて協議します。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 請負代金額 | ¥ |
| 2 工 期 | 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで |
| 3 基 準 日 | 平成 年 月 日 |

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

建設工事請負契約書第25条の適用に基づく請求に伴う
基準日の設定について（回答）

標記について、平成 年 月 日付けで協議のあった 工事に
おける基準日の設定（平成 年 月 日）については異存ありません。

別添2 様式4号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第8項の適用について（通知）

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった 工事に
ついて、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始
日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 平成 年 月 日

別添2 様式5号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設工事請負
契約書第25条第2項における残工事量の確認について（協議）

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、スライドの対象となる残工事量について、基準日での残工事量を確認したく
協議します。

〇〇〇〇工事残工事量確認書

工 期 自)平成 年 月 日
至)平成 年 月 日

基 準 日 平成 年 月 日

残 工 事 量 残工事量内訳書のとおり

残 工 事 量 確 認 者 甲 総括監督員 〇〇 〇〇
乙 現場代理人 〇〇 〇〇

残工事量確認年月日 平成 年 月 日

上記のとおり確認する。

平成 年 月 日

発注者 兵庫県契約担当者

受注者 住 所
氏 名

別添2 様式7号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設
工事請負契約書第25条第3項の適用について（協議）

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事につ
いて、平成 年 月 日を基準日として基準日における単価及び残工事から、
建設工事請負契約書第25条第3項に基づくスライド金額を下記のとおり積算した
ので協議します。

記

1 スライド額 ¥

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第3項の適用について（回答）

標記について、平成 年 月 日付けで協議のあった 工事における建設工事請負契約書第25条第3項に基づくスライド金額について、

承認します。

承認しません。

別添2 様式9号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う建設
工事請負契約書第25条第3項ただし書に基づく通知について

標記について、平成 年 月 日付けで回答があった 工事に
ついては、スライド額を下記のとおりとしますので、建設工事請負契約第25条第
3項ただし書に基づき通知します。

記

1 スライド額 円

2. 工事請負契約書第25条第5項の運用に係る様式等について

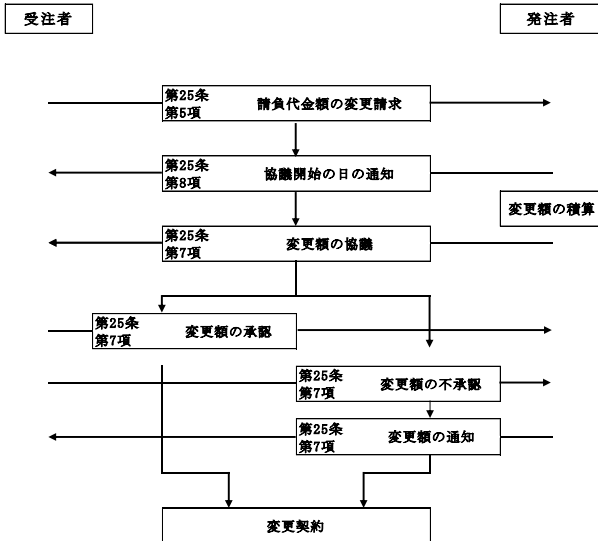
平成20年7月11日
契約管理課長
事務連絡

標記のことについては、平成20年6月25日付け技企第1086号で通知したところですが、その様式等取扱いについて定めたので下記のとおり通知します。

記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 請負契約書第25条関係 | |
| (1) 事務の流れについて（フロー図） | 別添1のとおり |
| (2) 様式 | 別添2のとおり |
| 2 請負契約書第37条関係（部分払時の取扱） | 別添3のとおり |

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)適用事務手続フロー図



様式1号 ※工期未までに時間がいないため、変更額の協議期間を確保できず工期延伸が必要になる場合は、様式1号の2を使用

様式2号 ※請求があった日から7日以内に通知
※協議開始の日は、受注者の意見を聴いた上原則工期未から45日前の日を設定

様式3号 ※積算に基づいた変更額を通知
※変更額が契約金額の1%未満の場合等スライド条項を適用しない場合は、変更額0円で協議

様式4号 ※ 受注者の意思確認

様式5号 ※協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、県が定め、受注者に通知

※変更額0円のときは、変更契約不要

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事に
ついて、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約
書第25条第5項に基づき請求します。

記

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 請負代金額 | ¥ |
| 2 工期 | 平成 年 月 日
平成 年 月 日 |
| 3 添付書類 | 請負代金額の変更の対象材料証明書
その他 |

※ 経過措置期間中で、変更額の積算、協議する期間がなく工期延伸が必要となる場合

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
〇〇県民局長 様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事に
ついて、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約
書第25条第5項に基づき請求します。

なお、請求にあたっては変更額算定に伴う工期延伸が必要な場合にはこれを承諾
するとともに、損害の補償等については、一切請求いたしません。

記

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 請負代金額 | ¥ |
| 2 工期 | 平成 年 月 日
平成 年 月 日 |
| 3 添付書類 | 請負代金額の変更の対象材料証明書
その他 |

平成〇〇年〇月〇〇日

請負代金額の変更の対象材料証明書

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所

会社名

代表者氏名

印

工事請負契約書第25条第5項による請負代金額の変更請求にあたり購入した材料価格等について、下記のとおりの資料を提出します。

I. 事 番 号

II. 事 名

III. 期

記

品 目	規 格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	鋼材：購入年月 燃料：購入年月	備 考
記載例								
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	○〇商社	II〇年〇月	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	○〇商社	II〇年〇月	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇			II〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	○〇商社	II〇年△月	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	○〇商社	II〇年△月	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇			II〇年△月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇			○鋼合計
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	○〇石油	II〇年△月	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	○〇石油	II〇年△月	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇			II〇年△月 計
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇			□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	□□石油	II〇年□月	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	□□石油	II〇年□月	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇			II〇年□月 計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇			△油合計

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）は出来ない。

別添2 様式2号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
変更額協議日の通知について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった、 工事における請負代
金額の変更について、建設工事請負契約書第25条第8項に基づき協議開始日を
通知します。

記

1 変更額協議開始日 平成 年 月 日

別添2 様式3号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第25条第7項に基づく協議について

平成 年 月 日付けで請負代金額の変更の請求があった、
工事について、変更額を下記のとおり積算しましたので建設工事請負契約第25条
第7項に基づき協議します。

記

1 変更額 円

2

別添2 様式4号

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第7項に基づく協議について（回答）

平成 年 月 日付けで協議のあった、標記のことについて、

承認します。

承認しません。

別添2 様式5号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事
請負契約書第25条第7項ただし書に基づく通知について

平成 年 月 日付で回答があった、 工事については変更
額を下記のとおりとしますので建設工事請負契約第25条第7項ただし書に基づき
通知します。

記

1 変更額

¥

2

別添2 様式 (第37条第2項)

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

請負工事既済部分確認請求書

工事請負契約書第37条第2項により既済部分の確認を請求します。
なお、確認された出来高部分について単品スライド条項の協議の対象とできるよう求めます。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
請 負 代 金 額			

<記入例>

工事出来形報告書

受注者作成

工事番号：○○第○○○-○-○○号
 工事名：○○○立杭新設工事
 受注者名：○○○建設株式会社
 現場代理：○○○

最新の契約数量
 →契約日と基準日の確認

基準日:この基準日が既済部
 分確認請求日の日付となります

基準日:平成20年9月30日現在

費目	工種	種別	契約数量	単位	出来形数量	出来形数量 比率	摘要
立杭新設工	上工						
	上工		① 7,000	m3	① 6,400	② 91.4%	
	地中連続壁築造工						
	ガードウォール工		① 1	式	① 1	③ 100.0%	
	掘削工		1	式	1	100.0%	
	安定液工		1	式	1	100.0%	
	鉄筋かご工		880	t	880	② 100.0%	
	コンクリート工		22,100	m3	22,100	100.0%	
	汚水処理工		1	式	1	③ 100.0%	
	泥土処分工		1	式	1	100.0%	
	ケーシング設置工		1	式	1	100.0%	
	地中連続壁仮設工						
	循環池工		① 1	式	① 1	③ 100.0%	
	溝壁安定工		1	式	1	100.0%	
	製作架台吊治具工		1	式	1	100.0%	
	視測機器設置		1	式	1	100.0%	
	本体工						
	掘削工		① 1	式	④ 1	③ 5.0%	
	均しコンクリート		300	m3	0	② 0.0%	
	コンクリート工		12,500	m3	0	0.0%	
	型枠工		6,500	m2	0	0.0%	
	鉄筋工		2,700	t	0	0.0%	
	支保工		1	式	0	③ 0.0%	
	足場工		1	式	0	0.0%	
	仮設工		1	式	1	27.5%	
	計測工		1	式	1	10.0%	
	雑工		1	式	1	42.5%	
	仮設工						
	作業床		① 2,700	m2	① 2,500	② 92.5%	
	設備ヤード		12,000	m2	11,500	95.8%	
	場内排水工		1	式	1	③ 65.5%	
	防音壁		680	m	680	② 100.0%	
	鋼矢板工		600	枚	550	91.6%	
	工事用仮橋工		1	式	1	③ 100.0%	
	雑工		1	式	1	50.0%	
直接工事費							
共通仮設費							

「工事報告」作成手順

- ① 契約数量、出来形数量を記入する。
- ② 出来形数量比率 = 出来形数量 ÷ 契約数量で算出し、小数第4位以下を切り捨てる。
 (③単位が1式の場合は、積み上げた出来形比率とする。)
- ④ 共通仮設費は、率分のみ場合は記入不要。
 (積み上げ分がある場合は、共通仮設費の内訳(種別)まですべて記入する。)

別添2 様式 (第37条第3項)

平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。
なお、確認した出来高部分について単品スライド条項の協議の対象とできること
とします。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
請 負 代 金 額			

確認した出来高部分に相応する請負代金額 円

<記入例>

発注者作成

出来形確認部分内訳書

最新の契約数量

工事番号：〇〇第〇〇〇-〇-〇〇号
 工事名：〇〇〇〇立杭新設工事
 発注者名：〇〇〇〇建設株式会社

検査日：平成20年10月10日
 基準日：平成20年9月30日現在

費目	工種	種別	契約数量	単位	出来形数量	出来形数量 比率	概要
立杭新設工							
	土工						
		土工	① 7,000	m3	① 6,400	② 91.4%	
	地中連続壁築造工						
		ガードウォール工	① 1	式	① 1	③ 100.0%	
		掘削工	1	式	1	100.0%	
		安定液工	1	式	1	100.0%	
		鉄筋かご工	880	t	880	② 100.0%	
		コンクリート工	22,100	m3	22,100	100.0%	
		汚水処理工	1	式	1	③ 100.0%	
		泥土処分工	1	式	1	100.0%	
		ケーシング設置工	1	式	1	100.0%	
	地中連続壁仮設工						
		循環池工	① 1	式	① 1	③ 100.0%	
		溝壁安定工	1	式	1	100.0%	
		製作架台吊治具工	1	式	1	100.0%	
		視測機器設置	1	式	1	100.0%	
	本体工						
		掘削工	① 1	式	④ 1	③ 5.0%	
		均しコンクリート	300	m3	0	② 0.0%	
		コンクリート工	12,500	m3	0	0.0%	
		型枠工	6,500	m2	0	0.0%	
		鉄筋工	2,700	t	0	0.0%	
		支保工	1	式	0	③ 0.0%	
		足場工	1	式	0	0.0%	
		仮設工	1	式	1	27.5%	
		計測工	1	式	1	10.0%	
		雑工	1	式	1	42.5%	
	仮設工						
		作業床	① 2,700	m2	① 2,500	② 92.5%	
		設備ヤード	12,000	m2	11,500	95.8%	
		場内排水工	1	式	1	③ 65.5%	
		防音壁	680	m	680	② 100.0%	
		鋼矢板工	600	枚	550	91.6%	
		工事用仮橋工	1	式	1	③ 100.0%	
		雑工	1	式	1	50.0%	
直接工事費							
共通仮設費							

「工事報告」作成手順

- ① 契約数量、確認した出来形数量を記入する。
- ② 出来形数量比率＝出来形数量÷契約数量で算出し、小数第4位以下を切り捨てる。
 (③単位が1式の場合は、積み上げた出来形比率とする。)
- ④ 共通仮設費は、率分みの場合は記入不要。
 (積み上げ分がある場合は、共通仮設費の内訳(種別)まですべて記入する。)

3. 工事請負契約書第25条第5項の運用に係る様式等について
(単品スライド条項の減額適用)

平成21年2月16日
契約管理課長
事務連絡

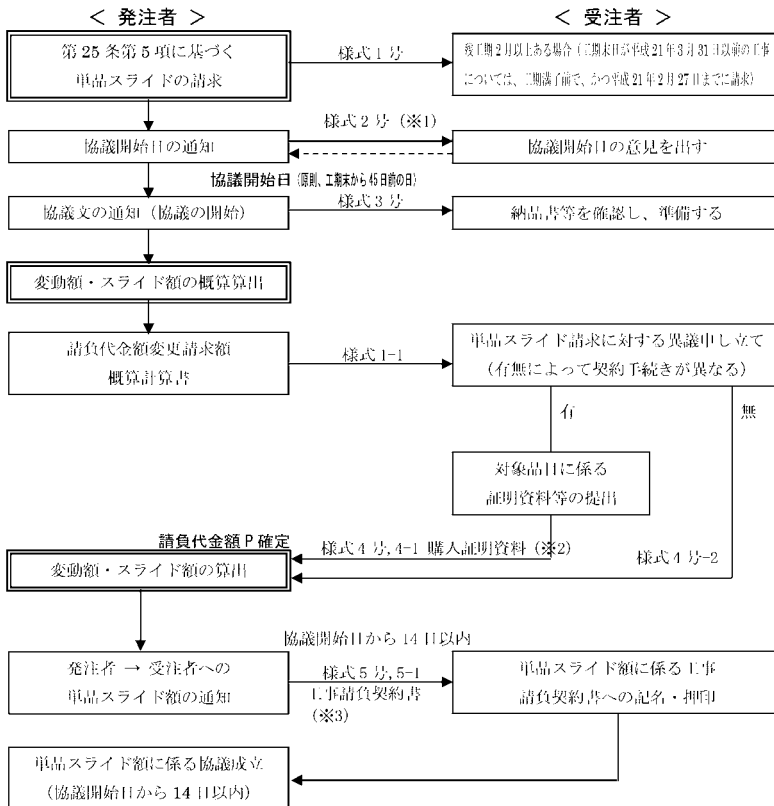
標記のことについては、平成21年2月16日付け技企第1294号で通知したところですが、その様式等取扱いについて定めたので下記のとおり通知します。

記

1 請負契約書第25条関係 (単品スライドの減額の場合)

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 事務の流れについて (フロー図) | 別添1のとおり |
| (2) 様式 | 別添2のとおり |

単品スライドの減額の場合の手続きフロー及び様式



< 手続き上の留意事項 >

※1 発注者 → 受注者へ【協議開始日の通知】は、請求を行った日から7日以内に通知する。

※2 発注者の請求に対して異議がある場合は、その旨を申し立てることができる。
(証明資料の表に総括表(様式4-1)を添付のうえ、対象資材の購入年月・購入単価等に係る証明書類を提出すること。)

※3 上の手続きフロー中の工事請負契約書については、精算変更契約終了後に、『単品スライド額の契約』を別途行う場合に必要。

----- 価格変動前の単価の取扱いについて

価格変動前の単価は、設計時点の単価を基本とする。ただし、県庁決裁などで設計から入札まで時間を要したなどの理由により、設計単価と落札時の実勢価格に著しい差がある場合は、落札時の実勢単価とする。

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した、 工事に
ついて、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したく、建設工事請負契約
書第25条第5項に基づき請求します。

なお、協議開始日は別途、通知します。

記

1 請負代金額 円

2 工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

3 請求する主要資材名

【請求する工事材料を具体的に記載】

別添 2 (様式1-1)

平成 年 月 日

請負代金額変更請求額 概算計算書

受注者

会社名
代表者氏名

様

兵庫県契約担当者

印

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額(概算)の内訳は、下記のとおりです。

工 事 番 号
工 事 名

記

品 目	規 格	単 位	数 量 (※1)	変動前 の単価	変動前 の金額	鋼材類の 使用目的	購 入 想定年月 (※2)	購 入 想定単価 (※3)	購 入 想定金額	変動額	備 考
配載例											
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A1橋台	H〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P1橋脚	H〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A2橋台	H〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P2橋脚	H〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼D19 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	D19 合計
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A1橋台	H〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P1橋脚	H〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A2橋台	H〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P2橋脚	H〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼D25 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	D25 合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇				〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	H〇年△月 ～H〇年△月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油 計		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	軽油 合計
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	—	H〇年△月 ～H〇年△月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
ガソリン 計		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	ガソリン 合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇				〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額 合計											
変動額 合計											薄利率・税込
請負代金額(P)											
P×1%											
単品スライド請求額											

(注)

◆当表の「購入想定年月」・「購入想定単価」に対して、受注者は実際の「購入年月」・「購入単価」に係る証明資料の提出を行うことが出来るものとする。

◆当表の【単品スライド請求額】については概算であり、以降の協議金額を請るものではない。

※1 : 「数量」とは、請求時点で契約済みの数量をいう。

※2 : 「購入想定年月」とは、鋼材類にあたっては計画工程表或いは実施工程表等から判断した対象資材の購入月(搬入月)を、燃料油にあたっては「工期開始の翌月から工期末の前々月まで」をいう。

※3 : 「購入想定単価」とは、鋼材類にあたっては購入月(搬入月)における対象資材の実勢価格を、燃料油にあたっては期間内における実勢価格の平均値をいう。

別添2 様式2号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
変更額協議日の通知について（通知）

平成 年 月 日付けで請求を行った、 工事における請負代
金額の変更について、建設工事請負契約書第25条第8項に基づき協議開始日を通知
します。

記

1 変更額協議開始日 平成 年 月 日

受注者

住所

氏名

様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について(協議)

平成 年 月 日付けで請求を行った、 工事について、建設工事
請負契約書第25条第7項に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D : 4.の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部

分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第37条第3項に規定する通知の書面において、6.の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5.(1)により異議を申し立てた場合であっても、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定

する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)②の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

② 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、

請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となつた出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙との協議

- (1) 甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となつた出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約書第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、

当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求を行ったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求を行った日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

受注者

住 所

氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく
請負代金額の変更請求に対する異議申し立てについて

平成 年 月 日付けの請負代金額の変更請求及び平成 年 月
日付けの請負代金額変更請求額概算請求書に関し、対象資材の購入年月・購入単価
等について異議がありますので、別紙のとおり請負代金額の変更の対象材料計算総
括表（様式4-1）及び各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入
先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類を添付の上、申し立てます。

別添2 様式4号-2

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事請負契約書
第25条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について（回答）

平成 年 月 日付けの請負代金額の変更請求及び平成 年 月
日付けの請負代金額変更請求額概算請求書に関し、異議はありません。

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第25条第7項に基づく協議結果について

平成 年 月 日付けで請負代金額の変更の請求を行った、
工事について、協議した結果、下記のとおり通知します。

なお、異存がなければ、別添の工事請負契約書に記名押印のうえ提出願います。

記

1 変更額 円

別添2 (様式5-1)

平成 年 月 日

請負代金額変更請求額 概算計算書

受注者

会社名
代表者氏名

様

兵庫県契約担当者

印

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 番 号
工 事 名

記

品 目	規 格	単 位	数 量	変動前 の単価	変動前 の金額	鋼材類の 使用目的	購入年月	購入単価	購入金額	変動額	備 考
記載例											
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A1橋台	H20年10月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P1橋脚	H20年11月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A2橋台	H20年12月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D19	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P2橋脚	H21年1月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼D19 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	D19 合計
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A1橋台	H20年10月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P1橋脚	H20年11月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	A2橋台	H20年12月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼	SD345A D25	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	P2橋脚	H21年1月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形棒鋼D25 計		t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	D25 合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年9月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年10月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年11月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
軽油		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年12月 ~H21年1月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	(未証明分)
軽油 計		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	軽油 合計
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年10月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
ガソリン		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	-	H20年11月	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
ガソリン 計		L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇,〇〇〇			〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	ガソリン 合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇			〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		
実載額 合計											
実載額 合計											燃料費・税込
請負代金額(計)											
消費税											
請求額(税込)											

(注)

- ◆当表の【単品スライド請求額】は、様式5(甲→乙への協議書)の記載金額と一致させること。
- ◆燃料油(未証明分)の購入価格は、「工期開始の翌月から工期末の前々月まで」の実勢単価の平均値とする。
- ◆数量、請負代金額(P)は精算変更後の値とすること。

4. 賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について（通知）

平成26年3月6日
契 第1427号 他
県 土 整 備 部 長

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成26年1月30日付け国土入企第29号国土交通省土地・建設産業局長：参考）の通知を受け、本県においても賃金等の急激な変動に対処するため、下記のとおり建設工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレスライド条項）の運用基準を定め、平成26年3月20日から適用することとしたので通知します。

記

1 適用対象工事

- (1) 契約書第25条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、

当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負率、 Z ：発注者積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負率、 Z ：発注者積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5 出来形数量の確認、残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

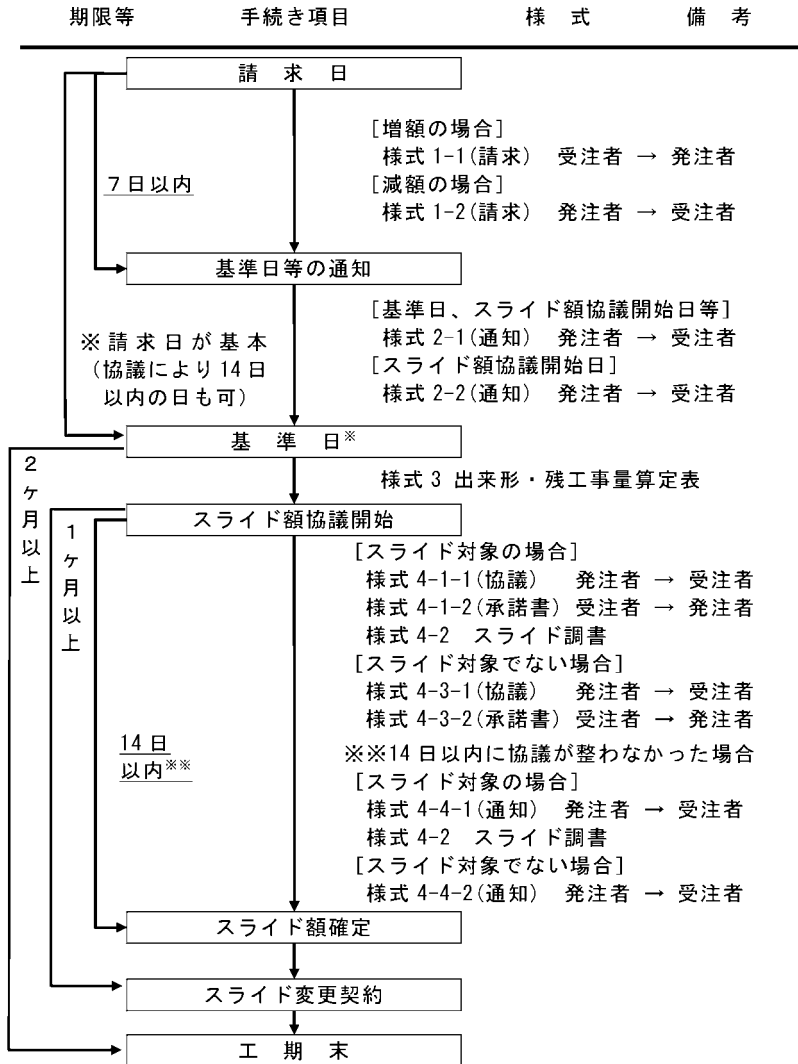
7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、最終変更時点で行うことができる。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から4項に規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

建設工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー



期限のうち、下線ありは契約書に規定、下線なしは本通知で規定

平成〇年〇月〇日

兵庫県契約担当者
〇〇〇〇〇〇〇 様

(受注者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

平成〇年〇月〇日付けで契約締結した平成〇年度〇〇事業〇〇〇〇〇〇工事（工事番号：〇〇第〇-〇-〇号）については、賃金等の変動により、建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------|
| 1. 請負代金額 | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税込み) |
| 2. 工 期 | 平成〇年〇月〇日 から
平成〇年〇月〇日 まで | |
| 3. 希望基準日 | 平成〇年〇月〇日 | |
| 4. 変更請求概算額
(概算スライド額) | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税抜き) |
| 5. 概算残工事請負代金額 | ¥〇〇〇〇〇〇 | (税抜き) |

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来高部分に
相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

平成○年○月○日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第8項の適用について（通知）

平成○年○月○日付けで契約締結した平成○年度○○事業○○○○○工事（工事番号：○○第○-○-○号）のスライド基準日、出来形数量等確認開始日及びスライド額協議開始日を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. スライド基準日 平成○年○月○日
2. 出来形数量等確認開始日 平成○年○月○日
3. スライド額協議開始日 [スライド額の協議を速やかに行う場合]
平成○年○月○日
[スライド額の協議を最終変更時に行う場合]
別途様式2-2により通知します。
※ただし、最終変更契約予定日の1か月以上
前の日を原則とします。

※ スライド額に係る契約変更は、最終変更契約で行う予定です。

※ 協議の結果、スライド額が受発注者負担の範囲内となり、スライド対象とならない場合もあります。

平成〇年〇月〇日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第8項の適用について（通知）

平成〇年〇月〇日付けで契約締結した平成〇年度〇〇事業○○○○〇工事（工事番号：〇〇第〇-〇-〇号）のスライド額協議開始日を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. スライド額協議開始日 平成〇年〇月〇日

（ スライド基準日 平成〇年〇月〇日 ）

平成〇年〇月〇日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

平成〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第25条第6項に基づく
請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書（様式4-1-2）へ記名・押印したものを返送願
います。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 工事名 | 平成〇年度〇〇事業○○○○〇〇工事
(工事番号: 〇〇第〇-〇-〇号) |
| 2. スライド変更金額
(基準日) | ¥○○○○〇〇〇 (税抜き)
平成〇年〇月〇日) |
| 3. スライド額の算定 | 別紙「スライド調書(様式4-2)」のとおり |

(別 紙)

様式4-1-2号

承 諾 書

工事名 平成○年度○○事業○○○○○工事
(工事番号 : ○○第○-○-○号)

平成○年○月○日付けで協議のありました上記工事の建設工事請負契約書第25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 ¥○○○○○○○ (税抜き)
 (基 準 日 平成○年○月○日)
2. スライド額の算定 別紙「スライド調書 (様式4-2)」のとおり

平成○年○月○日

(受注者)

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○

兵庫県契約担当者
○○○○○○○ 様

スライド調書

	元設計	出来高	残工事		スライド額
			変動前	変動後	
設計額(税込)	①	-	-	-	-
工事価格(税抜)	②	⑤	⑦=②-⑤	⑧	-
消費税相当額		-	-	-	-
請負代金額(税込)	③	-	-	-	-
請負工事価格 (請負代金額(税抜))	④	$\frac{⑥-⑤}{①} \times (③/①)$	$P1=④-⑥$	$P2=\frac{⑧}{①} \times (③/①)$	$S'=P2'-P1'-\{(P1' \times 1/100)\}$
消費税相当額		-	-	-	-

平成〇年〇月〇日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

平成〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第25条第6項に基づく
請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書（様式4-3-2）へ記名・押印したものを返送願
います。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 工事名 | 平成〇年度〇〇事業○○○○〇〇工事
(工事番号：〇〇第〇-〇-〇号) |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 3. 理由 | 基準日での残工事スライド金額を精査した結果、ス
ライド額が対象工事費の1%を超えないため |

承 諾 書

工事名 平成○年度○○事業○○○○○工事
(工事番号 : ○○第○-○-○号)

平成○年○月○日付けで協議のありました上記工事の建設工事請負契約書第25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 2. 理 由 | 基準日での残工事スライド金額を精査した結果、スライド額が対象工事費の1%を超えないため |

平成○年○月○日

(受注者)

住 所 ○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○○

兵庫県契約担当者
○○○○○○○ 様

平成〇年〇月〇日

(受注者)

住所 ○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○ 様

兵庫県契約担当者

○○○○○○○○

建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更
について（通知）

平成〇年〇月〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第25条第6項に基づく
請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 工事名 平成〇年度〇〇事業○○○○〇〇工事
(工事番号：〇〇第〇-〇-〇号)
2. スライド変更金額 ¥○○○○○○〇 (税抜き)
(基準日 平成〇年〇月〇日)
3. スライド額の算定 別紙「スライド調書(様式4-2)」のとおり

3. 入札のしおり

目 次

第1	趣旨	3-1
第2	一般競争入札等	3-1
第3	関係法令の遵守	3-2
第4	入札参加資格の制限	3-2
第5	指名停止	3-2
第6	指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表	3-3
第7	経営事項審査	3-3
第8	技術者の適正配置等	3-3
第9	入札の辞退	3-4
第10	入札保証金	3-4
第11	入札の方法	3-5
第12	入札の執行の取消しなど	3-6
第13	無効とする入札	3-6
第14	開札	3-7
第15	落札者の決定	3-7
第16	再度の入札	3-8
第17	入札関係資料の返還	3-8
第18	契約保証金	3-8
第19	契約の締結	3-9
第20	議会の議決を必要とする契約の締結	3-9
第21	契約の確定	3-9
第22	前金払	3-9
第23	建設業退職金共済制度	3-10
第24	工事着手	3-10
第25	建設業法関連	3-11
	指導事項	3-11
	入札参加資格制限基準	3-14
	指名停止基準	3-16
	様式	3-31

(趣 旨)

第1 このしおりは、次の各号に掲げる兵庫県（以下「県」という。）の一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年規則第31号）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して入札に参加してください。

- ① 工事の請負
- ② 製造の請負
- ③ 測量、調査、設計等の業務委託
- ④ 物品の買入れ、借入れ又は売払い

(一般競争入札等)

第2 県では、「政府調達に関する協定」の発効（平成8年1月1日）に伴い、次の総務大臣が告示する各額以上の次に掲げる各調達について、一般競争入札を実施しています。一般競争入札の内容については、発注する際に県公報、県庁第1号館（物品等、その他のサービスの調達においては、各総合庁舎においても公告します。）、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公告します。

- ① 建設工事の調達契約…20億2千万円以上
- ② 技術的サービスの調達契約（建築のための設計・コンサルティング委託契約等）…2億円以上
- ③ 物品等の調達契約…2千7百万円以上
- ④ その他のサービスの調達契約（清掃委託、機器リース契約等）…2千7百万円以上

これらの額は、平成28年3月31日までに締結する調達契約について適用されるもので、平成28年4月1日以後に締結する調達契約については、あらためて総務大臣が告示する額によります。

また、契約予定金額が20億2千万円未満の工事で、一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては2億5千万円以上、建築一式工事にあつては4億5千万円以上、橋梁（上部）工事にあつては1千万円以上、これら以外の工事にあつては5億円以上を対象として、公募型一般競争入札を実施しています。公募型一般競争入札の内容については、発注する際に県庁第1号館及び発注機関（各事務所等）及び県ホームページで公告を行います。

さらに、契約予定金額が一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては1千万円以上2億5千万円未満、建築一式工事にあつては5千万円以上4億5千万円未満の工事を対象として、制限付き一般競争入札を実施しています。制限付き一般競争入札の内容については、発注する際に

県ホームページで公告を行います。

なお、工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る発注見通しは、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公表します。

（関係法令の遵守）

第3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、県民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- ① 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないでください。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないでください。
- ③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、受注者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないでください。

（入札参加資格の制限）

第4 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。

2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別添「入札参加資格制限基準」の1の(2)の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。入札参加の資格制限を受けたときは、その日から一定期間（6箇月から3年まで）は入札に参加することができません。

また、これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

- 3 入札通知を受けた者が開札時までには第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び前項の入札参加資格の制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 4 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時までには第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び第2項の入札参加の資格制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 5 入札参加資格の制限事由の終了後又は制限期間の満了後に、県が実施する入札に参加するには、新たに入札参加資格審査を受けて、県の入札参加資格を再度取得する必要があります。

(指名停止)

- 第5 入札参加資格者が別添「指名停止基準」の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。
- 2 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 3 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

(指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表)

- 第6 入札参加資格者が第4の第2項による入札参加資格の制限又は第5による指名停止（金融機関からの取引停止によるものを除く。）（以下「指名停止等」という。）を受けた入札参加資格者については、当該入札参加資格者の商号（屋号）、住所（市町村まで）、指名停止等の期間及びその理由について、指名停止等の措置を受けた日からその日の属する年度の翌年度末まで（翌年度末において指名停止等の措置期間中の者については、指名停止等の期間満了の日まで）の間、県ホームページ及び県土整備部県土企画局契約管理課窓口において公表します。

(経営事項審査)

- 第7 県から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、当該建設工事について県と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業終了の日以降に建設業法に基づく経営事項審査（経営状況分析及び経営規模等評価。以下同じ。）を受けていなければなりません。
- 2 県では、建設工事の発注に当たって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、契約締結予定日（議会の議決に付すべき場合にあっては、契約締結予定日。以下同じ。）の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出していただくこととしております。この総合評定値通知書は、建設業の許可を受けた行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に経営規模等評価の申請と併せて総合評定値の通知について請求して取得しておかなければなりません。入札参加者は、発注者から経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しの提出を求められたときには、直ちに提出してください。

(技術者の適正配置等)

- 第8 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。
- 2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事につい

ては、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされており。また、専任の者でなければならぬ監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が2千5百万円（建築一式工事の場合は5千万円）以上のものをいいます。

- 3 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となるときには、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置しなければなりません。

また、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときには、当該入札は無効とします。

- 4 営業所における専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、現場に配置する監理技術者又は主任技術者になることはできません。

（入札の辞退）

第9 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。ただし、製造の請負及び物品の買入れ、借入れ又は売払いに関する入札参加者にあつては、辞退する旨を通知すれば足り、辞退届を提出する必要はありません。

- 2 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（入札保証金）

第10 一般競争入札の入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあつては、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ② 一般競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。
- ③ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。

なお、公募型一般競争入札、制限付き一般入札及び指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。

- 2 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。
- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。

なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

(入札の方法)

第11 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等をいう。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるときは、発注機関に説明を 求めることができます。

- 2 入札参加者は、紙で入札する場合、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品入札書（以下「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記入して入札に付する案件ごとに作成し、記名押印の上封入して、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札箱に直接投入してください。
- 3 工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る入札参加者は、入札する前に積算内訳書を提出しなければなりません。
- 4 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札する前に契約担当あて委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。
なお、特別共同企業体による入札の場合には、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合には、復代理人への委任も含む。）が必要です。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 6 入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い「¥」との間をあけない（記載例「¥1,500,000-」）ように表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記載したときには、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。
- 7 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、入札公告（入札説明書）又は入札通知書で2件以上を合併して入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。

8 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

9 一般競争入札の場合には、郵送による入札も認められます。

10 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者（事後審査型においては落札候補者）になったときには、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出しなければなりません。

（入札の執行の取消しなど）

第12 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。

2 入札参加者が連合（談合）し、又は不正不穏な行動をしているなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

3 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

（無効とする入札）

第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効として扱います。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- ③ 入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札、公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札を除く。）
- ④ 入札者が同一事項について2通以上した入札
- ⑤ 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札
- ⑥ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑦ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑧ 入札書に入札金額が記載されていない入札、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- ⑨ 入札金額が訂正された入札及び誤字、脱字などにより入札内容が分明でない入札
- ⑩ 電子で入札する場合において、ICカードを不正に使用して行った入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第14 開札は入札場所で、入札の終了後直ちに、入札者及び入札立会人の立ち会いの上で行います。

2 開札の結果、落札者を決定したときは、その開札結果（総合評価落札方式により落札者を決定した場合における技術評価点内訳書を含む。以下同じ。）を、目途として当該決定日の翌日から各発注機関（各事務所等）において閲覧に供しま

す。

なお、工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託で契約予定金額が250万円を超える入札については、契約締結後に県のホームページで開札結果を公表します。

(落札者の決定)

第15 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としません。
- ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ③ 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び調査最低制限価格を設けた場合（入札説明書又は入札通知書に明記）は、予定価格の制限の範囲内の価格で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定します。この場合において、調査最低制限価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査の上、落札者を決定します。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力していただくことになります。

また、調査結果については、その概要を契約締結後に公表いたしますので、ご承知願います。

- ④ 総合評価方式により落札者を決定する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（郵送による入札の場合は入札立会人）によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定します。

(再度の入札)

第16 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、

直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行います。

- 2 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。
- 3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第13の④、⑦、⑧、⑨又⑩に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認めた者としします。
- 4 最低制限価格又は調査最低制限価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者の再度の入札への参加は認められません。

(入札関係資料の返還)

第17 入札参加者で、貸与を受けた設計図書がある場合は、契約担当者が、貸与時に指定する期限までに、契約担当者に返還してください。

(契約保証金)

第18 落札者は、契約締結の日までに、契約金額の10分の1（工事又は製造の請負の契約に係る契約予定金額19億4千万円以上の案件の場合及び工事の請負契約について調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなり、⑦に該当する場合は免除することがあります。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- ② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証があったとき。
- ③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- ④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。
- ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑥ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
- ⑦ 契約金額が200万円以下であるとき。

- 2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

(契約の締結)

第19 契約書の作成を要する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定の日から7日以内に請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。た

し、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

- 3 落札者が、落札決定後契約締結までの間に、入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには、契約を締結することはできません。この場合、県は損害賠償の責めを一切負いません。

(議会の議決を必要とする契約の締結)

第20 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負及び1億円以上の物品の買入れ又は売払い）に係る落札者は、契約担当者から交付された仮契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 当該契約に関しての議会の議決があった後、前項の仮契約書の末尾に当該契約の受注者が「議会の議決のあったことを了知し、本契約の締結を確認した。」と文言を記載して記名押印したものを契約担当者に提出した時をもって本契約を締結したものとします。

- 3 前項による本契約書は、議会の議決のあった日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

- 4 仮契約締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには、仮契約を解除することとなり、本契約を締結することはできません。この場合、県は損害賠償の責めを一切負いません。

(契約の確定)

第21 契約書の作成を省略する場合及び第20の第2項による場合を除き、契約は、契約の当事者である契約担当者と落札者とが契約書に記名押印したときに確定します。

(前金払)

第22 契約金額が1件100万円未満のもの（工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額が3,000万円未満のもの又は納入期限が3箇月未満のもの）については、前金払を行いません。

- 2 契約金額が1件100万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内の前金払を行います。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行います。

- 3 中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択してください（契約締結後、この選択を変更することは認めません。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けるこ

とができません。

- 4 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした場合には、請負金額10分の2以内の前金払を行います。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の前金払を行います。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(建設業退職金共済制度)

第23 県が発注する工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。

- 2 受注者は、契約金額が100万円以上の建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙を購入してください。

また、請負者において的確な把握が困難である場合は、勤労者退職金共済機構が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入してください。

なお、請負者は、証紙購入の際金融機関が発行する掛金収納書を、契約締結後1箇月以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。

- 3 受注者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。

下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。

- 4 契約金額が100万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略しますが、共済証紙は購入しなければなりません。
- 5 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに（少くとも月1回）その労働者を雇用した日数分を「建設業退職金共済手帳」に貼り消印をしてください。

(工事着手)

第24 契約を締結した者は、設計図書に定めのある場合の外、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日から工事に着手しなければなりません。

(建設業法関連)

第25 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

2 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

3 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

4 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。

5 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額の合計が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。

(指導事項)

県と工事契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、次のことに留意してください。

1 下請契約の締結について

(1) 県との契約に係る業務を第三者に行わせる場合（資材、原材料の購入契約その他契約の履行に伴い契約を締結する場合を含む。以下「下請契約等」という。）には、原則として県内業者に発注してください。

(2) 下請契約等に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書による契約を締結してください。

(3) 下請契約等の契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、当該下請契約等の受注者に自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させて、その誓約書の写し（工事請負契約の場合には、再発注したそれ以下のすべての下請契約等の受注者に下

請契約等の特約の規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を県に提出してください。

(4) 元請負人においては、適切な価格での下請契約の締結をするとともに、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等の特段の配慮をお願いします。

(5) 元請負人においては、下請負人に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結してください。

(6) 元請負人においては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく取組をお願いします。

2 過積載による違法運行の防止について

(1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。

(2) さし柵装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。

(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないでください。

(4) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。

(5) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしてください。

(6) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。

(7) ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。

(8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。

(9) 下請負人がある場合にあっては、前各号について十分指導してください。

3 電波法の遵守について

不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しないでください。

また、取引関係にある事業者が不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。

なお、下請負人に対しても同様に指導してください。

4 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について

受注した建設工事において、暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、警察へ届け出るか又は発注者に報告してください。

(上記について怠った場合は、指名停止を行いますので、ご注意ください。)

5 建設資材、物品等の購入について

(1) 県では、県内産業への経済波及効果を高めるため、工事に使用する建設資材について県内で産出、生産、加工、製造された建設資材（以下「県内産品」）の優先的な使用を推奨しています。

契約金額が250万円以上の工事においては、汎用的に使用する主要建設資材について原則県内産品を購入し、それ以外の建設資材についても県内産品を優先して購入してください。

また、県内産品の調達が困難な場合については、県内に本店や営業所等を有する取扱業者からの購入に努めてください。

(2) 工事に使用する建設資材、物品等については、県内業者から優先して購入してください。

6 植栽工事に係る植樹保険の加入について

(1) 植栽工事（植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満のものは除く。）を請け負った者は、樹木等の枯損が発生した場合に備えて、公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）に加入してください。

(2) 保険金額については、発注者の承諾を得てください。

(3) 工事完成引渡し時に植樹保険付保証明書を提出してください。

7 労働災害の防止等について

(1) 建設工事の施工に当たっては、危険を防止するための必要な措置を講じるなど安全管理を適切に行い、労働災害の防止に努めてください。

(2) 建設技能労働者の円滑な確保を図り、適正な賃金等、雇用・労働条件の改善に留意してください。

8 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について

建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は元請業者にあるので、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により、一定規模以上の建設工事については、分別解体等が義務付けられています。

入札参加資格制限基準

県が発注する工事又は製造の請負及び物件の買入れなどについて、競争入札を適正かつ円滑に行うため、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、入札参加資格制限の基準を次のとおり定める。

(1) 入札に参加させることができない者（同条第1項該当）

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

(2) 期間を定めて入札に参加させない者（同条第2項該当）

入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、それぞれに定める期間その者を入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 次のいずれかに該当したために、契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められたとき … 3年

- (ア) 設計図書に基づかない悪質な材料を故意に使用したとき
- (イ) 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し使用したとき
- (ウ) 工食用材料の調合を故意に粗悪にしたと認められるとき
- (エ) 発注したものの数量若しくは品質を不正に変更したとき
- (オ) 工事又は製造について著しく不正のあったとき
- (カ) その他これに類する行為をしたとき

イ 次のいずれかに該当したために、競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたと認められたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められたとき … 1年6箇月以上3年以内

- (ア) 偽計若しくは威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴されたとき
- (イ) 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴されたとき
- (ウ) 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴されたとき
- (エ) その他これらに類する行為をしたとき

ウ 次のいずれかに該当したために、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められたとき … 1年6箇月以上3年以内

- (ア) 落札者が契約書を作成することを妨げたとき
- (イ) 落札者が契約保証金を納付することを妨げたとき
- (ウ) 地域的な理由等で威力をもって契約者の工事着手を妨げたとき
- (エ) 正当な理由なく、工事箇所への進入道路その他敷地の使用等について工事

の執行を妨げたとき

(オ) その他これらに類する行為をしたとき

エ 次のいずれかに該当したために、契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められたとき … 1年6箇月以上3年以内

(ア) 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げたとき

(イ) 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げたとき

(ウ) その他これらに類する行為をしたとき

オ 次のいずれかに該当したために、正当な理由がなくて契約を履行しなかったと認められたとき … 6箇月以上2年以内

(ア) 正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだとき

(イ) 契約書の各相当規定に基づき、契約を解除されたとき

カ 前アからオまでの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき

… 前アからオまでにおいて認定した期間の残期間

附 則

この基準は、平成6年6月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

2 改正後の(2)の規定は、入札参加しようとする者が適用日以後の事実によりいずれかに該当すると認められるときについて適用し、適用日までの事実によりこの改正前の入札参加資格制限基準の(2)の規定のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

兵庫県指名停止基準

平成6年6月16日

(指名停止)

- 第1条 知事は、入札参加資格者（注1）が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、これらの表に定めるところにより期間を定め、指名停止（注2）を行うものとする。
- 2 契約担当者（注3）は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当者は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。
- 2 知事は、特別共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該特別共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。
- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件掲げる別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）。
- (2) 別表第2・1の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。
- (3) 別表第2・2又は3の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が

明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

- 4 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 5 知事は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 知事は、別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人(以下「入札参加資格者等」という。)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2・2(1)に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (2) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は審決において、首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (3) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前二号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく知事又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2・2に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

(5) 県職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2・3に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注13）があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

2 知事は、別表第2・2に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

（指名停止等の通知）

第5条 知事は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第3項若しくは第4項若しくは前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が県発注に係る建設工事等を下請することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に対する措置）

第8条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（運用項目）

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成6年6月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成12年11月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年6月8日から適用する。

附 則

この基準は、平成14年12月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年5月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る勧告等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月28日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の第3条第2項、同条第4項及び第4条第1項の規定は、施行日以後行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

(施行期日)

1 この基準は、平成22年1月1日から適用する。

(施行期日)

1 この基準は、平成22年6月22日から施行し、平成22年1月1日より適用する。

(施行期日)

1 この基準は、平成24年10月10日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6箇月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月</p>
<p>3 県発注以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。</p> <p>(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害防止及び危険防止対策が不良</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良</p> <p>(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>3箇月</p> <p>1箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。</p> <p>6 県発注以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>6箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>3箇月</p>

措 置 要 件	指名停止期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	当該認定をした日から
7 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 箇月
(2) 重傷者（注4）を生じさせたとき。	1 箇月
8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月
(その他)	
9 別表第1の1から8までに掲げる場合のほか、次に該当したために、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者等が、県発注の建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1 箇月
(2) 入札参加資格者等が、県発注の建設工事の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。	3 箇月
(3) 県発注建設工事の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	3 箇月以上

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 県の職員 12箇月</p> <p>(2) 県内の県以外の公共機関(注5)の職員 9箇月</p> <p>(3) 県外の県以外の公共機関(注5)の職員 6箇月</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次に該当したために県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>ア 県発注の建設工事等 12箇月</p> <p>イ 県内の一般建設工事等 8箇月</p> <p>ウ 県外の一般建設工事等 4箇月</p> <p>(2) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>ア 県発注の建設工事等 18箇月</p> <p>イ 県内の一般建設工事等 12箇月</p> <p>ウ 県外の一般建設工事等 6箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(競売入札妨害又は談合等)</p> <p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。</p> <p>(1) 県発注の建設工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。</p> <p>(2) 県内の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は書類送検を知った日から</p> <p>18箇月</p> <p>12箇月</p> <p>6 箇月</p>
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注6)の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等(補助事業等(注7)又は間接補助事業等(注8))に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 県の事業等</p> <p>(2) 県内の市町の事業等</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12箇月</p> <p>9 箇月</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(暴力団関係)</p> <p>5 警察の確認・通報等により、次に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注9）として使用し、又代理人として選任していること。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者(注9)（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。</p> <p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。</p> <p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>3 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したために、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者(注9)が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 県発注に係る建設工事等 9 箇月</p> <p>イ 県内の一般建設工事等 8 箇月</p> <p>(2) 業務に関し、(1)に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>ア 県発注に係る建設工事等 6 箇月</p> <p>イ 県内の一般建設工事等 5 箇月</p> <p>(3) 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 3 箇月</p> <p>(4) 業務に関し、入札参加資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 2 箇月</p> <p>(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次の建設工事等において、業務関連法令(注10)に重大な違反をしたとき。</p> <p>ア 県発注に係る建設工事等 3 箇月</p> <p>イ 県内の一般建設工事等 2 箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(その他)</p> <p>8 別表第1及び別表第2の1から7までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次に該当したため、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(3) その他知事が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>取引開始まで</p> <p>18箇月以内</p>

(注1) 入札参加資格者とは、県が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。

(注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、知事が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

(注3) 契約担当者とは、知事及び公営企業管理者並びにその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。

(注4) 重傷者とは、傷病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。

(注5) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等)をいう。

(注6) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注7) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。

(注8) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注9) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注10) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表2の7(5)による指名停止措置の対象ではない。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
- ③ 建築基準法等の建築関係法令
- ④ 刑法、道路交通法等の業務に関する規定

(公 印 省 略)
平成 年 月 日

様

兵庫県
契約担当者

入 札 通 知 書

下記により指名競争入札を執行しますから、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、入札に関する必要な事項、別添設計図書及び現場等を御承知の上、入札されたく通知します。

記

1 入札に付する事項	工事(業務)番号	第 号			
	工事(業務)名称				
	工事(履行)場所				
	施工(履行)期間 又は施工期限	着工(着手)の日から 日間(平成 年 月 日限り)			
2 契約条項等 を示す場所	場 所				
	期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
3 入札の場所、 日時及び方法	場 所				
	日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分			
	方 法	直接入札			
4 現場説明	有	日時 平成 年 月 日 午前・後 時 分 場所			
	無	疑問の点があれば、書面にて()へ照会してください。			
5 入札保証金	免 除				
6 最低制限価格	有・無	裏面記載のとおり	7 低入札価格調査 基準価格及び調 査最低制限価格	有・無	裏面記載のとおり
	8 無効とする入札 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札に際しての注意事項11により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札				
9 入札に関する条件	裏面記載のとおり				
10 契約書	県が定めた契約書による。ただし、契約金額が200万円以下の契約にあっては省略することがあります。				
11 議会の議決	裏面記載のとおり				
12 契約保証金	契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1以上(裏面記載のとおり)の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあっては免除することがあります。				
14 年割支払	有・無	各年度における支払予定額は、おおむね次の割合によります。 (年度 %、 年度 %、 年度 %、 年度以降 %)			
14 前金払	有・無	裏面記載のとおり	15 中間前金払	有・無	裏面記載のとおり
16 部分払	有・無	履行期間中 回以内とします。		県の都合により契約の工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがあります。	
17 中間前金払と部分払の選択該当工事の別				有・無	裏面記載のとおり

3

【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 入札参加資格者名簿に記載されていること。
- 2 入札資格制限基準に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- 3 指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 建設の入札参加者は、建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。
- 5 建設工事の入札参加者は、契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評価値通知書を有していること。

【入札に関する条件】

- 1 入札書が同一事項の入札について2人以上参加していること。
- 2 建設工事については、工事請負入札書、業務委託については業務委託入札書（以下、これらを総称して「入札書」という。）が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- 3 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- 4 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- 5 連合その他不正行為によるものと認められる入札でないこと。
- 6 入札書に入札金額、入札者の記名及び印があり、これらと入札内容が明確であること。
- 7 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。
- 8 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者としての委任状を提出すること。
- 10 入札する前に積算内訳書を提出すること。
- 11 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格又は調査最低制限価格を設けたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (2) 初度の入札において、2かから8までの条件に違反し無効となった入札者のうち2、4又は5に違反し無効となった者以外の者
- 12 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者になったときは、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出すること。

【入札に際しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。
- 3 入札金額はアラビア数字を用いて記載すること。
- 4 積算内訳書は参考図書として提出を求めたものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された積算内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めるとがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
- 5 建設工事については、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に入算されているので、入札金額に掛金を含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- 6 入札書は、入札に付する事項ごとに入封して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、お名前及び工事（業務）名称併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- 7 入札通知書に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- 8 入札書（封書）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。
- 9 入札を希望しない場合には、入札辞退函を提出して入札を辞退することができる。
- 10 貸与した設計図書については、入札時に返却すること。
- 11 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を「下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となるときは、専らその配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置すること。」
なお、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときは、当該入札は無効とする。

【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した入札がないおそれがあるか認められるときは、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 3 調査基準価格及び調査最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決すること。この場合において調査最低制限価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格となり落札決定した場合に当該契約の内容に適合した順位がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決すること。
なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。
- 4 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決すること。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札者となるべき同値の入札をした者のうちくじを引く者がいるときは、当該入札事務に關係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決すること。

【議会の議決】

予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負契約については、落札決の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結すること。

【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日（議会の議決に付すべき契約については、議決の日）から7日以内に契約書を提出すること。
- 2 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約（仮契約締結後）については、本契約）を締結しない。
- 3 落札者は、契約締結までに、契約金額の10分の1（調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合においては、10分の3）以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要がない。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
 - (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確定と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律に定める登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証があったとき。
 - (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
 - (4) 債券を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

【前金払】

- 1 契約金額が100万円未満のもの（工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額3,000万円未満のもの又は納入期限が3箇月未満のもの）については前金払を行わない。
- 2 契約金額が100万円以上の工事等て保証事業会社と前金払に關し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出來高予定額又は支払限額の10分の4以内の前金払を行う。
- 3 中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受け、部分払を受け、かを選択すること（契約締結後、この選択を変更することは認めない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。
- 4 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約締結から前以下の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に關し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出來高予定額又は支払限額の10分の2以内の前金払を行う。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表より工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

【その他】

- 1 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金取消書を契約担当者へ提出すること。ただし、契約金額が100万円未満のときは、当該契約書の提出を省略できる。
- 2 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならぬ場合は、特に注意すること。）。
- 3 県との契約に係る業務を第三者が行わせる場合（資材、原材料の購入契約その他契約の履行に伴い契約を締結する場合を含む。以下「下請契約等」という。）の契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、当該下請契約等の受注者に自らも暴力団等でないこと等についての誓約書を提出し、その誓約書の写し（工事請負契約の場合には、再掲したそれ以外のすべての下請契約等の発注者に下請契約等の締結の決定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

(物品関係入札通知書)

平成 年 月 日

様

兵庫県
契約担当者

入 札 通 知 書

下記により指名競争入札を行いますから、財務規則、入札に関する条件、入札に関する必要な事項及び別添仕様書等をご承知の上、入札されたく通知します。

記

1. 入札に付する事項	件 名	
	納入場所	
	納入期限	平成 年 月 日 ()
2. 入札の場所、日時及び方法	場 所	
	日 時	平成 年 月 日 () 時 分
	方 法	入札箱へ直接投入してください。 入札金額は 総価 単価 による
3. 仕 様 説 明	有	日 時 平成 年 月 日 () 時 分 場 所
	無	疑問の点があれば、() へ照会してください。
4. 入 札 保 証 金	免 除	
5. 無効とする入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札	
6. 入札に関する条件	裏面記載のとおり	
7. 契 約 書	県が定めた契約書による。ただし、契約金額が200万円以下の契約等にあつては省略することがあります。	
8. 議 会 の 議 決	裏面記載のとおり	
9. 契 約 保 証 金	契約金額の10/100以上。ただし、契約金額が200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。	
10. 部 分 払	有・無	履行期間中 回以内とします。

〔入札に関する条件〕

1. 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
2. 入札書が同一事項の入札について2人以上参加していること。
3. 入札者又はその他代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
4. 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
5. 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
6. 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり入札内容が分明であること。
7. 入札は、入札書を入札に付する事項ごとに作成して、これを封書にし、直接提出すること。
8. 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
10. 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
11. 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (2) 初度の入札において、1から10までの条件に違反し無効となった入札者のうち1, 2, 4又は5に違反し無効となった者以外の者

〔入札に関する必要な事項〕

1. 入札書に記載する金額はアラビア数字で表示すること。
2. 入札書を入札箱に投入した後においては入札書の書き換え、引き換え又は、撤回することはできない。
3. 落札した者は、落札通知の日（県議会の議決を要する契約で仮契約を締結した者については議決の日）から7日以内に契約書を提出すること。
4. 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

〔議会の議決〕

1. 予定価格が5億円以上の製造の請負契約、1億円以上の動産買入れ又は売払いに係る契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約を締結する。
2. 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合本契約を締結しない。

〔その他〕

1. 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
2. 入札を希望しない場合には、参加しないことができる（必ず事前連絡のこと）。

工事番号	第	号
------	---	---

工 事 請 負 入 札 書

工 事 名

工事場所

入札金額 ¥ _____

上記の工事については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成 年 月 日

兵庫県

契約担当者

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

④

建設業許可番号

大臣〔般

知事〔特

〕第

号

平成 年 月 日

なお、

当 社
私

は消費税に係る

課税事業者
免税事業者

であることを届出ます。

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

番 号	第 号
-----	-----

物 品 入 札 書

件 名

入札金額 ¥ _____

内 訳

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
		円	円	
計				

納入場所 _____

納入期限 平成 年 月 日 午 前 後 時 分

上記の物品については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及び
 その他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成 年 月 日

兵庫県

契約担当者

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

なお、

当 社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。
 私 は消費税に係る 免税事業者

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

番 号	第 号
-----	-----

業 務 委 託 入 札 書

業務委託名

場 所

入札金額 　　¥ _____

上記の業務委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

平成 年 月 日

兵庫県
契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
測量業者登録番号 第 号
建築事務所登録番号
平成 年 月 日

なお、
当 社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。
私 免税事業者

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

番 号	第 号
-----	-----

業 務 委 託 見 積 書

業務委託名

場 所

見積金額 ¥ _____

上記の業務委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
 その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積りします。

平成 年 月 日

兵庫県

契約担当者

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

測量業者登録番号

建築事務所登録番号

平成 年 月 日

第

号

㊞

なお、

当 社
私

は消費税に係る

課税事業者
免税事業者

であることを届出ます。

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

3

平成 年 月 日

兵庫県

契約担当者

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

委任状

私は、 _____ を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

_____ の
入札及び見積に関する一切の権限

受 認 者	
使用印鑑	

平成 年 月 日

兵庫県
契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

4. 主任技術者、監理技術者の 設置について

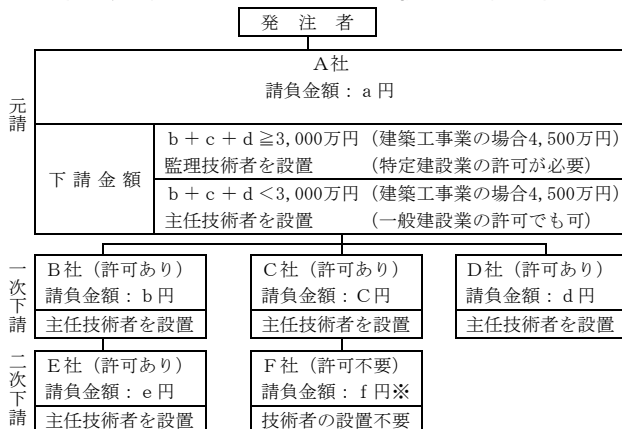
第 1 主任技術者、監理技術者の設置

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、工事現場に主任技術者又は監理技術者を置くことが義務づけられています。（建設業法第26条）

1 主任技術者、監理技術者の設置

- (1) 建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず必ず工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- (2) 建設業者が、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上を下請負させる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を現場に設置しなければならない。

工事現場に設置しなければならない技術者の設置事例



※ f < 500万円（建築一式工事の場合は1,500万円又は延面積150㎡未満の木造住宅工事）

2 専門技術者の設置

- (1) 土木一式工事、又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し、主任技術者の資格を有する専門技術者を工事現場に置かなければならない。
（例えば、建築一式工事を施工する場合で、その内容となる大工工事、左官工事、内装仕上工事等の専門工事を自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について主任技術者の資格を有する専門技術者を置かなければならない。それができない場合は、許可を受けた専門工事業業者に施工させなければならない。）
- (2) 一式工事の主任技術者、又は監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。

建設業法における営業所の専任技術者と工事現場の監理技術者、主任技術者

許可を受けている業種	指定建設業 7 業種 (土木工事業、建築工事業、管工事業、造園工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業)			指定建設業以外の21業種 (大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業)		
	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	
許可制度	営業所に必要な技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額の合計	3,000万円以上 (建築一式工事の場合は4,500万円)	3,000万円未満 (建築一式工事の場合は4,500万円)	3,000万円以上 は契約できない (建築一式工事の場合は4,500万円)	3,000万円以上 未満 は契約できない	
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者 主任技術者	
	技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であつて請負金額2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)				
	監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	

第2 工事現場に掲げる標識

工事現場における標識の掲示が義務付けられています。(建設業法第40条)

様式第29号 (建設業法施行規則第25条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

40cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可 () 第 号		
	許可年月日			
	40cm以上			

5. 提出書類の様式

■工事関係提出書類一覧表

No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期限	根拠
1	工事施工計画及び下請負人等(変更)通知書	受注者	契約担当者	1	契約締結時及び内容の変更後速やかに	契約書7条、10条
2	主任技術者等 経歴書 ()	受注者	契約担当者	1	契約締結後速やかに	
3	工程表 (2,000千円未満は不要)	受注者	契約担当者	1	契約書に示す日以内	契約書3条
4	工事完成延期願 (第 回)	受注者	契約担当者	1	延期を必要とする時	契約書21条
5	施工期間延期承諾書	受注者	契約担当者	1	一時中止承諾の時	契約書20条
6	部分完成届 (部分引渡書)	受注者	契約担当者	1	部分完成の日	契約書38条
7	工事完成届 (引渡書)	受注者	契約担当者	1	工事完成の日	契約書31条
8-1	請負工事既済部分確認請求書	受注者	契約担当者	1		
8-2	工事出来形報告書	受注者	契約担当者	1		
9-1	既済部分確認通知書	契約担当者	受注者	1		
9-2	出来形確認部分内訳書	契約担当者	受注者	1		
10	中間前金払認定請求書	受注者	契約担当者	1	中間前金払いを請求しようとするとき	契約書34条
11	中間前金払認定調書	契約担当者	受注者	1	請求後直ちに	契約書34条
12	保管金払渡請求書	受注者	契約担当者	1	請求時	契約書4条
13	監督員通知書	契約担当者	受注者	1	契約締結時すみやかに	契約書9条
14	工事の一時中止について (第 回)	契約担当者	受注者	1	一時中止が必要となった時	契約書20条
15	支給品受領書	現場代理人	契約担当者	1	引渡しの日から7日以内	契約書15条
16	貸与品借用 (返納) 書	現場代理人	契約担当者	1	引渡しの日から7日以内	契約書15条

No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期限	根拠
17	支給品精算書	現場代理人	契約担当者	1	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-16
18	支給品受払簿	現場代理人	契約担当者	1	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-16
19	貸与品（支給品） 亡失き損報告書	現場代理人	契約担当者	1		契約書15条
20	工事災害通知書	受注者	契約担当者	1	不可抗力による損害をうけたときは発生後、直ちに	契約書29条
21	被災内訳書及び内容確認書	受注者	契約担当者	1		契約書29条
22	工事災害確認書	契約担当者	受注者	1		契約書29条
23	天災その他の不可抗力による損害額について(請求)	受注者	契約担当者	1		契約書29条
24	天災その他の不可抗力による損害額について(通知)	契約担当者	受注者	1		契約書29条
25	事故発生報告書（速報）	現場代理人	総括監督員	1	事故発生後速やかに	共通仕様書 1-1-1-29
26	工事事務報告書	現場代理人	契約担当者	5	監督員が指示する期日までに	共通仕様書 1-1-1-29
27	施工計画書	現場代理人	総括監督員	1	工事着手前に	共通仕様書 1-1-1-4
28	現場発生産品調書	現場代理人	総括監督員	1	現場発生産品引渡し時	共通仕様書 1-1-1-17
29-1	使用材料確認願	現場代理人	総括監督員	2	工事材料を使用するまでに	共通仕様書 2-1-1-4
29-2	使用材料確認一覧表	現場代理人	総括監督員	2	工事材料を使用するまでに	共通仕様書 2-1-1-4
29-3	県内産品未使用理由書	現場代理人	総括監督員	2	県内産品が使用できない場合	共通仕様書 2-1-1-2
30-1	土木工事承諾願	現場代理人	総括監督員	2	受注者が監督員に承諾を求めるとき	共通仕様書 2-1-1-1
30-2	工食用材料使用承諾書	現場代理人	総括監督員	2	受注者が監督員に使用材料について承諾を求めるとき	共通仕様書 2-1-1-1
31	保証契約内容変更承認書	契約担当者	銀行等	1	承認時	共通仕様書 1-1-1-2
32	立会願	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-5
33	工事打合簿	現場代理人	総括監督員	2	打合せの都度 7日以内	共通仕様書 1-1-1-2

No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期限	根拠
34	産業廃棄物管理票交付状況総括表	現場代理人	総括監督員	1	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-18
35	段階確認書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-5
36	工事履行報告書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 1-1-1-24
37-1	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
37-2	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
38	品質証明員通知書	受注者	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-7
39	建設資材廃棄物引渡完了報告書	受注者	総括監督員	1	建設資材廃棄物の処分引渡し完了したとき	共通仕様書 1-1-1-18
40	休日作業届	現場代理人	総括監督員	1	官公庁の休日又は夜間に、現道上で工事を行う場合、事前に	共通仕様書 1-1-1-36
41	材料確認願	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-2-12-2
42	品質証明書	受注者	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-8
43	〇〇〇〇工事の部分使用について	契約担当者 又は受注者	受注者又は 契約担当者	1	工事目的物の全部または一部を使用するとき	契約書33条
44	是正等の措置請求について(発注者)	契約担当者	受注者	1		契約書12条
45	是正等の措置請求について(受注者)	受注者	契約担当者	1		契約書12条
46	修補完了報告書	現場代理人	検査員	1		共通仕様書 1-1-1-20
(A)	施工体制台帳(様式例-1) 施工体制台帳	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
(B)	施工体制台帳(様式例-2) 下請負人に関する事項	〃	〃	1	〃	共通仕様書 1-1-1-10
(C)	施工体制台帳(様式例-3) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系	〃	〃	1	〃	共通仕様書 1-1-1-10
(D)	施工体制台帳(様式例-4) 工事担当技術者	〃	〃	1	〃	共通仕様書 1-1-1-10

様式 1

工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所
氏名 ㊟

(建設許可番号及び年月日) 大臣・一般 第 号
知事・特定 年 月 日

平成 年 月 日付で請負契約を締結した次の工事については、下記のとおり施工いたしますので、通知いたします。

工事名		工事種別	
工事番号			
契約年月日	平成 年 月 日		
契約金額	円		
契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		

記

1. 施工計画 [次の何れかに○印を附してください。]

ア 自社施工

(この欄に○印を附した場合は、次欄に主任技術者名を記入してください。)

イ 自社施工及び一部下請施工

(この欄に○印を附し下請施工の合計額が3,000万円(建築工事は4,500万円)以上になる場合は、次欄に監理技術者名を記入してください。)

2. 現場代理人及び監理技術者等

区分	番号	氏名	生年月日	専任期間	国家資格名称
現場代理人	—		・ ・	::	
監理技術者			・ ・	::	
主任技術者	—		・ ・	::	
専門技術者	—		・ ・	::	

3. 下請負状況（全ての下請負状況を記載のこと。）

1	下請	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日	
		所在地		大臣・知事：一般・特定 第 号 年 月 日	
		代表者名 電話			許可業種
		契約年月日	平成 年 月 日		
		契約金額	円		
		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
		下請負させる部分 の工事概要			
2	下請	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日	
		所在地		大臣・知事：一般・特定 第 号 年 月 日	
		代表者名 電話			許可業種
		契約年月日	平成 年 月 日		
		契約金額	円		
		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
		下請負させる部分 の工事概要			

(注)ア. 本通知書を提出する時点では、下請施工の合計額が3,000万円（但し、建築工事は4,500万円）未満であってその後の事情変更により、3,000万円（但し、建築工事は4,500万円）以上となった場合は、必ずこの様式により変更後の全体下請状況を報告してください。

イ. なお、下請工期等の変更があった場合も、変更後の状況を報告してください。（提出部数2）

様式 2

主任技術者等 経歴書 ()

住 所

氏 名

㊟

生年月日 ○○ 年 月 日

学 歴

年 月 (最終学歴)

資 格

年 月

職 歴

年 月

年 月

年 月

工事経歴

年 月

年 月

年 月

- [注] 1 表題の () には、現場代理人等該当するものの名称を記載する。
2 最終学歴は専攻科目まで記載する。
3 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載する。
4 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載する。
5 指定建設業7業種のいずれかに該当する場合の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格証の写しを添付すること。

様式 4

工事完成延期願（第 回）

1. 工事番号 第 号
2. 工 事 名
3. 工事現場
4. 工 期 自 平成 年 月 日 日間
至 平成 年 月 日
5. 請負代金額 ¥
6. 第 回延期 自 平成 年 月 日 日間
至 平成 年 月 日
7. 今 回 延 期 自 平成 年 月 日 日間
至 平成 年 月 日

上記の工事は 事由により
平成 年 月 日迄完成の延期を御承認願います。

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住 所
氏 名

印

様式 5

施 工 期 間 延 期 承 諾 書

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 工 期

5 請 負 代 金 額

貴県と請負契約して施工している上記工事について次のとおり工事の
工事施工期間延期
一時中止 をされても当方何等異議ありません。

工事一時中止期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

完 成 期 限 平成 年 月 日

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住 所
氏 名

㊟

様式 6

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住 所
氏 名

㊞

部 分 完 成 届

下記工事の指定部分は、平成 年 月 日に完成したので通知します。
また完成検査に合格したときは 直ちに指定部分を引渡します。

記

- | | | | | | |
|---|-----------------|---|----|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 期 | 自 | 平成 | 年 | 月 日 |
| | | 至 | 平成 | 年 | 月 日 |
| 3 | 請負代金額 | ¥ | | | |
| 4 | 指定部分工期 | 自 | 平成 | 年 | 月 日 |
| | | 至 | 平成 | 年 | 月 日 |
| 5 | 指定部分に対する請負代金相当額 | ¥ | | | |

様式 7

工事番号	第	号
------	---	---

工事完成届 兼 (引渡書)

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額 ¥

上記の工事は、平成 年 月 日 完成いたしましたからお届けします。
また、完成検査に合格したときは、直ちに工事目的物を引渡します。

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

住 所

氏 名

(法人は名称
及び代表者名)

電話 局()

印

番

建設業者許可番号

同 年 月 日

様式 8-1

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

請負工事既済部分確認請求書

工事請負契約書第37条第2項により既済部分の確認を請求します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
請 負 代 金 額			

様式 9-1

平成 年 月 日

受注者

住 所

氏 名

様

兵庫県契約担当者

既済部分確認通知書

下記工事について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
請 負 代 金 額			

確認した出来高部分に相応する請負代金額 ¥ 円

様式 10

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

〇〇〇 〇 〇 〇 〇 様

受注者 住所

氏名

印

中間前金払認定請求書

下記工事について、中間前金払の認定を請求します。

記

1 工事名

2 請負代金額 ￥ _____

(出来高予定額)

平成	年度	￥ _____
平成	年度	￥ _____

3 契約年月日 平成 年 月 日

4 工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

- (注) 1 認定資料として工事履行報告書(別紙)を添付する。
2 工期が2箇年度以上にわたる契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入する。

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
契 約 金 額	¥
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
摘 要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県 契約担当者 ○○○○ ○ ○ ○ ○ 印</p>	

平成 年 月 日

保管金払渡請求書

(払渡の事由)

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所
氏名

⑩

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください。

金

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振込先

銀行 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名義

支店番号

口座番号

平成 年 月 日

契約の相手方

受注者 _____ 様

兵庫県契約担当者

職・氏名 _____ 印

監督員通知書

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、建設工事請負契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員を定めたので通知します。

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事場所

記

総括監督員 職・氏名 _____

主任監督員 職・氏名 _____

平成 年 月 日

受注者 住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事の一時中止について（第 回）

下記工事について、次の理由により、土木工事を一時中止されるよう通知します。
なお、ご承諾の上は、別紙の承諾書を提出ください。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 工事場所
4. 工 期
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日 日間
5. 第 回一時中止期間 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日 日間
6. 同上による完成期限 平成 年 月 日
7. 中止理由

支給品受領書

平成 年 月 日契約に基づく

工事支給品

内		訳		
品目	規格	数量	単位	備考

上記物品正に受領いたしました。

工事完成のうへは精算し、ご指定の場所へ返還いたします。

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所
氏名

現場代理人 氏名

㊟

(注)受注者が記名押印し難い場合は、現場代理人の記名押印をもって替えることができる。

様式 16

貸与品借用(返納)書

兵庫県契約担当者

様

平成 年 月 日

受注者(住所)

(氏名)
(現場代理人氏名)

印

工事請負契約書第15条第3項(第9項)に基づき、下記のとおり貸与品を借用(返納)する。

記

工事名					契約年月日			
	品目	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件	備考

様式 17

支給品精算書

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様
 受注者 住所
 氏名
 現場代理人 氏名

㊞

下記のとおり支給品を精算します。

工事名称				契約年月日	平成 年 月 日	
品 目	規格	単 位	数 量			備 考
			支給量	使用数量	残数量	
主任監督員	上記精算について調査したところ事実 に相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 職氏名					物品管理簿登記 平成 年 月 日

㊞

様式 19

貸与品
支給品
亡失き損報告書

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者（住所）

（氏名）

（現場代理人氏名）

印

下記のとおり 貸与品 支給品 を 亡失き損 しましたので報告します。

記

工事名	受領年月日		
物品名又は機械名	亡失・き損等の日時 及び時間と場所	事故の原因 及び処置状況	賠償額

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

殿

受注者名

印

工事災害通知書

下記のとおり、天災、その他の不可抗力により損害を生じたので、工事請負契約書第29条第1項により通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自..... 至.....
3. 工事箇所
4. 天然現象
5. 被災状況（別紙被災内訳書及び写真）
6. 受注者のとった処置

(注) 1. 監督員に提出

2. 1 天然現象は、降雨（24時間雨量、1時間雨量）、強風、地震、津波、高潮及び豪雪に起因するものを記載する。

2 被災状況に用いる別紙内訳書には、様式21を使用する。

様式 22

平成 年 月 日

受注者名

様

兵庫県契約担当者

印

工事災害確認書

下記のとおり、天災、その他の不可抗力による損害を確認したので、工事請負契約書第29条第2項に基づき通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自..... 至.....
3. 工事箇所
4. 確認した被災状況（別紙内容確認書）

.....
(注) 被災状況に用いる別紙内訳書には、様式21を使用する。

様式 23

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

殿

受注者名

印

天災その他の不可抗力による損害額について(請求)

標記について、工事請負契約書第29条第3項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 工 事 名

1. 損 害 合 計 額 ￥

1. 災害発生年月日

1. 支 払 条 件

1. 工 期 自 至

様式 24

平成 年 月 日

受注者名 殿

兵庫県契約担当者

印

天災その他不可抗力による損害額について（通知）

標記について積算の結果、下記の通りになりましたので、工事請負契約書第29条第4項に基づき通知します。

記

1. 工事名

2. 災害発生の年月日

3. 損害合計額 円

（内訳） 損害の額 円

損害の取片付けに要する費用
円

4. 発注者の負担額 円

総括監督員

平成 年 月 日

様

受注者 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊞

事故発生報告書（速報）

今般、下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 事故発生の日時場所 | 平成 年 月 日 時 分頃 |
| 2 事故発生の工事名 | 10 現認者の氏名および現認の状況 |
| 3 事故の概要 | 11 直接監督者の所見(現場代理人の所見) |
| 4 事故発生原因 | 12 当日の監督体制および通常の監督体制 |
| 5 被災者の住所、氏名、生年月日 | 13 本工事における安全管理対策 |
| 6 被災者の所属、雇用年月日 | 14 通常における安全管理対策 |
| 7 傷病名、傷病の程度 | 15 今後の対策 |
| 8 加害者住所、氏名、年齢 | 16 その他 |
| 9 事故発生後の応急措置 | |

〔記入要領〕

- 3について 診断書を添付し、内容は詳細に記入するとともに事故写真を添付すること。交通事故の場合は事故証明書を添付すること。
事故現場を見取図にて図示すること。
- 6について 被災者の所属している元請、又は下請の業者名を明記すること。
- 9について 応急措置をとった場合はその事実を記入すること。
- 11について 必ず記入すること。
- 12について 図示するとともに当日の監督体制は時間をおって表示すること。
- 13について 当該工事における安全管理対策を記入すること。
- 14について 通常会社において定めている安全管理対策を記入すること。
- 16について 見舞金示談判明できる範囲で記入すること。
なお、人身事故以外の場合は、5から8までは記入の必要はない。

様式 26

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所
氏名

現場代理人 氏名

④

工事事故報告書

別紙、事故報告書のとおり事故が発生したので報告します。

(注) 別紙として、インターネットを利用して『建設工事事故データベースシステム (SAS)』により作成した「請負者事故報告書」を添付すること。

(SASセンターのホームページ <http://sas.hrr.mlit.go.jp/>)

様式 27

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊦

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 路線・河川名等
- 4 工事場所
- 5 請負代金額
- 6 施工管理担当者

平成 年 月 日請負契約を締結しました上記工事について施工計画書を提出します。

施 工 計 画 書

(1) 工事概要		(9) 安全管理	
(2) 計画工程表		(10) 緊急時の体制及び対応	
(3) 現場組織表		(11) 交通管理	
(4) 指定機械		(12) 環境対策	
(5) 主要船舶・機械		(13) 現場作業環境の整備	
(6) 主要資材		(14) 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	
(7) 施工方法			
(8) 施工管理計画		(15) その他	

注 (提出した事項に○印)

様式 28

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者 住所
氏名

現場代理人 氏名

㊞

現場発生品調書

平成 年 月 日契約の 工事における下記の発生品を引渡します。

記

品名	規格	単位	数量	摘要

様式 29-1

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

使用材料確認願

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊞

1. 工事番号
2. 工事名
3. 路線河川等
4. 工事場所
5. 請負代金額

本工事に使用する材料について、別紙の通り提出しますので、確認願います。

様式 30-1

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

土木工事承諾願

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊞

1. 工事番号
2. 工事名
3. 路線河川等
4. 工事場所
5. 請負代金額

承諾内容	付記事項
(例) 工事中材料使用	(例) 別紙

上記について願いでのおり承諾します。

保証契約内容変更承認書

平成 年 月 日

御中

兵庫県契約担当者
職・氏名

㊟

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 :

(2) 保証委託者又は債務者名 : _____

(3) 工 事 名 (業 務 名) : _____

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□に・を記入する。)

保証金額の減額 (減額前の保証金額 : _____ 円)
(減額後の保証金額 : _____ 円)

保証期間の短縮 (短縮前の保証期間の終期 平成 年 月 日)
(短縮後の保証期間の終期 平成 年 月 日)

その他
(_____)

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

様式 32

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊟

立 会 願

下記の通り立会をお願いします。

記

1. 工事名
2. 立会項目
3. 立会カ所
4. 立会希望月、日、時間
5. その他

様式 36

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	～		
日 付	(月分)		
月 別	予定工程 % ()内は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

総 括 監督員		主 任 監督員	現 場 技術員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等	
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
	<input type="checkbox"/> 品質	・土工、設備、電気の商品向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に 対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等	

様式 37-2

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

様式 38

品質証明員通知書

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者住所
氏名

印

平成 年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事
の品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

年 月 日

資格

年 月

工事経歴

年 月

年 月

年 月

※「資格者証（写し）」を添付する。

建設資材廃棄物引渡完了報告書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様
 注文者 様

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（ ） - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	㎡
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類（コンクリートくず）	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類（アスファルトくず）	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		

注1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

様式 40

総括監督員		主任監督員	現場技術者

平成 年 月 日

総括監督員

様

受注者名 住所
氏名
現場代理人 氏名

㊦

休日作業届

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 路 線 河 川 等
4. 工 事 場 所
5. 請 負 代 金 額

記

作 業 日	平成 年 月 日
工 種	
作 業 内 容	
備 考	
特 記 事 項	

平成 年 月 日

品質証明書

工事名 :

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

印

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

様式 43

平成 年 月 日

(受注者名)又は契約担当者(受信者)
様

契約担当者又は(受注者名)(発信者)
印

工事の部分使用について 協議
承諾

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項
に基づき(協議・承諾)する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自
至
4. 使用者
5. その他

様式 44

平成 年 月 日

(受注者名) 殿

契約担当者 印

是正等の措置請求について (発注者)

付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事
請負契約書第12条第()項に基づき、下記のとおり是正等の措置を請求する。

工事名

記

1. 不相当と認められる者
2. 必要とする措置
3. 理由

様式 45

平成 年 月 日

契約担当者

殿

(受注者名)

印

是正等の措置請求について (受注者)

付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事
請負契約書第12条第4項に基づき、下記のとおり是正等の措置を請求する。

工事名

記

1. 不相当と認められる者
2. 必要とする措置
3. 理由

様式 46

平成 年 月 日	
検査員	殿
(現場代理人氏名)	
印	
平成 年 月 日 の 検査において、修補指示 されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。	
修補完了報告書	
工事名	
検査官の修補指示箇所及び修補内容	

(A)

年月日：

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日	

工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所	〒							
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門 技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担当 工事内容	担当 工事内容	

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

(B)

<<下請負人に関する事項>>

会社名		代表者名	
住 所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1)経験年数による場合
 - 1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3)その他 10年以上の実務経験
 - (2)資格等による場合
 - 1)建設業法「技術検定」
 - 2)建築士法「建築士試験」
 - 3)技術士法「技術士試験」
 - 4)電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6)消防法「消防設備士試験」
 - 7)職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

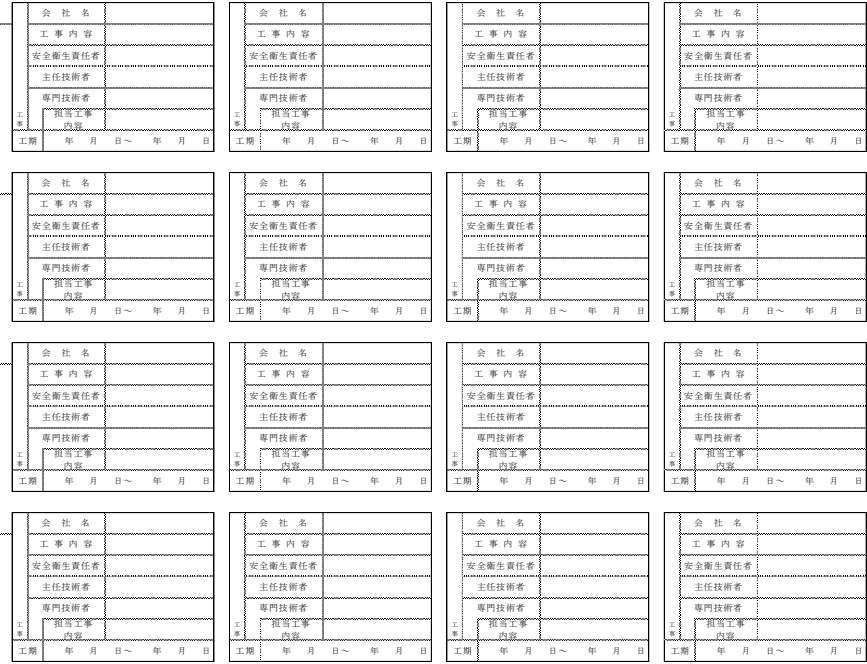
元請名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会 長	総括安全衛生責任者
-----	-----------

書 記

副 会 長	
-------	--



(注) 一次下請負人となる整備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

工事担当技術者台帳

⑩

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号
とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
<input type="radio"/> 専任 ・ <input type="radio"/> 非専任	
【写真添付欄】	